

只木ゼミ前期第9問検察反対尋問レジュメ

文責：3班

1. 弁護レジュメ1頁目30行目によると、実行の着手は「基本的構成要件に該当する行為の少なくとも一部分が行われたことが必要であり、かつ、それで十分である」とあるが、それでは実行の着手時期が遅くなりすぎる場合が生じ、結論の妥当性を欠くのではないか。
- 5 2. 弁護レジュメ1頁40行以下「実質的客観説による場合、[密接行為]から結果が生じた場合に既遂犯の成立を認めるということになると、実行行為を欠いた既遂犯の存在を認めることになってしまう」とあるが、これによりどのような不利益が生じるのか。
- 10 3. 弁護レジュメ2頁5行「着手未遂は当罰性の評価に関する限り実行未遂と同視される」とあるが、ここでいう「当罰性」とはどのようなものか。